

実績評価書(案)

資料3-1

(厚生労働省26(I-7-1))

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること(施策目標: I-7-1)							
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施している。 また、HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、調査研究事業や健康管理支援事業を実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされている。</p> <p>①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施</p> <p>②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置</p> <p>③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護</p> <p>・毎年度、「献血の推進に関する計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※平成27年度告示: 平成27年度の献血の推進に関する計画(平成27年厚生労働省告示第184号)</p> <p>・毎年度、「血液製剤の安定供給に関する計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※平成27年度告示: 平成27年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成27年厚生労働省告示第183号)</p> <p>・HIV訴訟和解確認書に基づき、血液製剤によるHIV感染者に対するエイズ発症予防調査研究事業や血液製剤によるエイズ患者等に対する健康管理支援事業を実施している。</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	505,786	499,874	624,613	614,785	622,163	—
		補正予算(b)	0	-1,529	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	505,786	498,345	624,613	614,785	622,163	—
	執行額(千円、d)	505,786	498,345	579,219	573,013			
執行率(%、d/(a+b+c))	100.0%	100.0%	92.7%	93.2%				
関連税制	—							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	閣議決定「献血の推進について」	昭和39年8月21日		政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。				

測定指標	指標1 安定供給に必要な血液量の確保状況	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。 ※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○	△
		—	206万L	203万L	204万L	200万L	195万L	199万L		
	年度ごとの目標値	—	202万L	207万L	208万L	205万L	205万L			
	指標2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。 ※確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○	○
—		99.6万L	95.7万L	95.6万L	94.7万L	92.4万L	91.0万L			
年度ごとの目標値	—	96.0万L	95.0万L	95.0万L	92.0万L	92.0万L				
【参考】指標3 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数	エイズ発症予防に資するため、血液製剤によるHIV感染者等でエイズ未発症者についての調査研究を実施している。 ※平成8年3月29日の国とHIV訴訟原告団との和解に伴う恒久対策として実施している事業であり、目標の設定は困難である。									
	実績値									
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度				
	562人	547人	540人	529人	524人					

【参考】指標4 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業 対象者数	血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上に資するため、血液製剤によるエイズ発症者であって、裁判上和解が成立している者に対し、発症者健康管理手当を支給している。 ※平成8年3月29日の国とHIV訴訟原告団との和解に伴う恒久対策として実施している事業であり、目標の設定は困難である。				
	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	116人	115人	112人	112人	110人

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 医療機関の血液製剤等の需要にもとづき、血液製剤の作成に必要な血液量(原料血漿は血液から抽出される)を確保する必要があるが、有効期間の短い血液製剤もあるため、医療機関の需要以上に血液製剤等の作成はせず、血液を無駄に廃棄しないよう確保する必要がある。指標1の血液量は目標に届いていないが、指標2の原料血漿は目標を達成し、医療機関の需要に応じた血液製剤を供給できていることから概ね目標を達成していると評価できる。
	施策の分析	(有効性の評価) 毎年度策定している「献血の推進に関する計画」、「血液製剤の安定供給に関する計画」に基づき、国、地方自治体、採血事業者が連携して血液事業を実施し、血液製剤不足も生じなかったことから血液製剤の安定供給、使用適正化、安全性の確保が図られており、この施策の実施は有効に機能していると評価できる。
(効率性の評価) 本施策のうち血液製剤の安全・安定供給に係る事業については、原料血漿は必要量を確保し血液製剤不足は現時点で生じていないが、特に国内自給率の低い血漿分画製剤の自給率を上げるため、平成25年度から委託事業(特殊製剤国内自給向上対策事業)を実施しており、施策の効率性については一定程度評価できる。 ただし、事業開始の遅れ等で実績が予定を大幅に下回ったため不用が発生しており、早期執行により事業の適正化を図るよう行政事業レビューで指摘されているところである。		
(現状分析) 本施策のうち血液製剤の安全・安定供給に係る事業については、原料血漿は必要量を確保し血液製剤不足は現時点で生じていないが、今後、少子高齢化が進み、献血者数の減少や高齢者の増加等により血液不足が予測されることから、近年献血者数が減少し続けている20、30歳代に対する献血推進などの血液確保対策を更に進めていき、血液製剤の安定供給を確保する必要がある。また、予算執行において早期執行により事業の適正化を図り、不用額をなくすことが必要である。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 将来的な血液不足に備えるため、「献血の推進に関する計画」や「血液製剤の安定供給に関する計画」の見直しを必要に応じて行うとともに、近年献血者数が減少し続けている20、30歳代に対する対策など、将来の献血基盤となる若年層を確保するための取組の強化を検討する。 (予算要求について) 以下の口で困った方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額 (税制改正要望について) (機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 血液事業部会(指標1, 2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127853 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2014/h25_1-7-1_saisyu.html 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka.html?tid=129244 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html
----------	---

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 浅沼 一成 総務課医薬品副作用被害対策室長 岡本 利久	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------	--------	---------------------------------------	----------	---------